

議事日程(第4号)

令和4年3月11日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第3号 令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第4号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第5号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第6号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第7号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第8号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第9号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第10号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第9 発委第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議(案)の提出について
- 日程第10 議案第26号 令和4年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第27号 令和4年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第28号 令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第13 議案第29号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第30号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第31号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第32号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第4号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第5号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第6号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第7号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第8号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第9号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第10号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第9号)

- 日程第9 発委第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）の提出について  
 日程第10 議案第26号 令和4年度吉賀町水道事業会計予算  
 日程第11 議案第27号 令和4年度吉賀町下水道事業会計予算  
 日程第12 議案第28号 令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算  
 日程第13 議案第29号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算  
 日程第14 議案第30号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算  
 日程第15 議案第31号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算  
 日程第16 議案第32号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

---

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	岩本 一巳君	副町長 .....	赤松 寿志君
教育長 .....	中田 敦君	教育次長 .....	大庭 克彦君
総務課長 .....	野村 幸二君	企画課長 .....	深川 仁志君
税務住民課長 .....	栩木 昭典君	保健福祉課長 .....	永田 英樹君
産業課長 .....	堀田 雅和君	建設水道課長 .....	早川 貢一君
柿木地域振興室長 .....	山根 徳政君		

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 議案第3号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第3号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） これは新年度の水道会計にも関係するかと思うんですが、私債権の放棄、あれ水道会計ですよ。それで、これはやはり10年たったら放るんじゃないけど、これ今後もう払わんでもええんじゃないというふうな形になると困る。だから、何らかのペナルティーを与えるとかという、確かにそれは水じゃから生存権という規則があるわけではありますが、そうは言っても、やっぱり安易なほうに大体人は流れる。そうすると、払わんでもええんじゃないかというふうなムードができると、非常に困る。それで、何かの形を、例えばルールを決めるとか、払ってないとある程度の規制を、量を、供給を止めるとか——止めるちゅうんじゃないけど、何ぼぐらいしか使ってはいけんとか、何かそういう、それはちょっと行き過ぎかも分からんけど、そういうものがないと、何か考えておりますか。

○議長（安永 友行君） 補正予算とは関係ありませんが、特別に回答していただきます。早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 滞納に対する御質問だというふうに理解をして、お答えをさせていただきますけれども、滞納の処理につきましては、鋭意努力をさせていただいて努めているところでございます。

今後どのようにしていくかということもまた問題になってまいりますけれども、例えばお支払いをいただけない場合、これは今後進めていこうとする方法ではございますけれども、給水の停止という方法がございまして、これにつきましては、どのように運用していくかというのを決めていかないと、じゃあすぐにとすることはなかなかないという問題もございまして、これについても今一生懸命部内で討議をしているところでございますけれども、お願いをしても払っていただけないところにつきましては、そうした給水の停止をしていく。で、お支払いいただければ、また給水を開始していくというふうなやり方。

それから、もちろん残っている私債権につきましては、回収に努めてまいるということでござ

いまして、私債権でございますのでずっと残ってまいります。その分についてはずっと請求できるということになりますので、それについては、今、職員を挙げて頑張っているというところでございます、それについては理解をいただきたいと思っております。

不納欠損のほうにというふうな話ではなかったかと思っておりますけれども、不納欠損につきましては会計上の手続きということでございますので、捨てるというものではございません。今言いましたように、私債権でございますのでずっと残ってまいります。その分につきましては回収できるように、滞納金額を減らすように課を挙げて取り組んでいるというところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第3号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第2. 議案第4号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第4号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第4号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第3. 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第5号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第5号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第4. 議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第6号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第6号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第5. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第7号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第7号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第6. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第8号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第6、議案第8号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第7. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第9号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第9号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第10号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 23ページの商工費なんですけど、商工振興費で、002で振興総務費とか、補助金、支援金というのがございますが、全部マイナスということで、これは補助

金の予算はついつい、これだけの残金が出るということは、該当がなかったと考えるのか、応募がなかったのかというその辺のことはどういうことになっとるか、原因を教えていただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えさせていただきます。

中小企業者等事業継続支援金はコロナの支援金でございまして、昨年6月と8月、2回にわたって飲食店等の方が売上げが減少したことに対する支援事業を制度設計をさせていただきましたけど、見立てより申請が少なかったということで、当初300件近い想定を、商工会と協議して想定しておりましたが、実績のほうが188件、3,150万円余りということでございましたので、予算のほうを減額させていただきました。

それから、地域商業等支援事業費補助金につきましては、申請者がいなかったということで、減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今回の支援金が約半分よりは多かったわけですが、事業者のほうに周知のほうに分かりにくいとか、そういうことはなかったわけですか。ただ単に、例えば書類を送って出してくださいとか、そういうふうなことでなしに、ミスとは言いませんが、ちょっと説明不足とかということはないわけですか。えらい残って、せつかくの予算が商工業者に渡らんというのは、何かちょっと不合理なような感じがするんですが。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 周知につきましては御質問だと思いますけど、広報のほうに号外のチラシを入れたりとか、あるいは、告知端末での放送、それから商工会を通じた周知等、いろんなことで周知をさせていただきました。

結果、減少率に応じた支援事業でしたので、飲食店でありますとテイクアウト等に力を入れたりとか、小売りの人でありますと、いろんな売り出しセール等いろいろやられて努力した結果、こちらの想定していた減少よりはなかったということで、実績からこれだけの減額ということになった経過がございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今回の件で関連なんですけど、思ったより少なかったということで、これは全般的に考えれば、吉賀町の商工会に関してはコロナの影響がない、少ないというふうに考えてもいいんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 額でいうと少なかったかと思いますが、実際、コロナの影響でいろんな方が大変だというお声は聞いていますので、必ずしも影響がなかったとは言えないのではないかと分析をしております。

ただ、国の事業であるとか、県の支援事業、いろんな支援事業がございましたので、その辺のほうをうまく使って何とか経営をされているというような分析をしております。倒産をしていないので、何とか皆さんの企業努力ということでやられているとは思いますが、影響はかなりあったというふうな分析はしております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 要するに、申請が少なかったということは、その条件には合わなかったということですが、影響はあったということなので、その条件以外でも支援をすると、今後、これは補正のことなんですけど、ということは考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 昨年も販路拡大支援事業ということで、頑張っている方にも、20万円ですけど支援をさせていただいたりとか、影響があった人だけではなく、これから頑張ろうという方にも実際支援事業も制度設計をさせていただきました。今、オミクロンのことでいろいろ影響がありますが、その辺も商工会と協議しながら、何とか皆さんのほうで支援できるような事業を、具体的にはまだ決めてませんが、そういった考えではあります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今と同じところでお聞きをいたします。

補助金の申請の条件として青色申告、で、白色申告している人でも月々の収支等については、僕の聞いている範囲ではきちんとつけているんですけど、そういうことによって断念せざるを得なかった人もいますから、条件やから、やれなかったと聞いてますから、そのところについての青色でという条件を最初からつける仕組みにしたというところが、やっぱり今後の制度設計するときにもっと考えるべき内容にもなっていると思いますし、今の補助金の減額の幅も少なくなるということにつながるとは思います。その点の考え方をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 農業者の場合は、白色申告の方も対象にしておりまして、ただし、売上げの減少がこちらで把握できない場合はちょっと対象外ということになったかと思いますが、実際は、これは単月での比較でしたので、昨年と、コロナの影響がないときの月を合わせて10%減少とか、20%減少とかという制度設計でしたので、その月の売上げが把握できなかった

た場合は対象外にしたかと思えますけど、実際は聞き取りとかしてちゃんとした売上げが確認できれば、白色申告の方も対象にしていまして、今後もそういった考えで、こういう支援事業があれば対象にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 18ページの社会福祉費で、010の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業費で、どのぐらいの数の申込みがあったかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

住民税非課税世帯の臨時交付金、どのぐらいの申込みがあったかという実績のところでの御質問だというふうに理解をしております。

基本的に申込みといいますか、臨時交付金につきましてはプッシュ式の交付ということになりますので、申請等については必要ないということになります。

で、こちらのほうから対象の方に御案内のほうを送らせていただきまして、申請ではないですが、確認書、口座等々の確認書のほうを返送していただくことで、支給のほうをさせていただいておるところでございます。

予算ベースは若干多めに見積もらせていただきましたのであれなんですけど、保健福祉課のほうで把握をいたしました対象となられる世帯につきましては、1,023件でございます。そのうち、直近のものではございませんけれども、資料によりますと949件の方から確認を頂いているということで、残る対象世帯というところが74件になってまいるのではないかとというふうに理解をしているところでございます。

この中には、もう既にお亡くなりになった方とか、そういった方もおられまして、支給できないというようなこともありますけれども、該当になられる方につきましては、また再度周知のほうを行っていただきまして、対象になられる方、希望される方全てに給付が行き渡るように対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 把握された世帯へ、こちらのほうから出しているということですが、その基準となるところがどうしても皆さんが曖昧な部分があって、もらえるんじゃないか、どうなのかというような話をところどころで聞くんですが、対象になる人とならない人のそのところが明確に出ていればいいんですが、もらえなかったり、交付されなかった人がどうしてもその辺の基準点が不明確な部分があるんじゃないかと思うんですが、そういうことはちゃんと皆さんが理解できるような方法で表示してあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 基本的に対象者については明確に基準がございますので、町のほうで把握できる方については、先ほどブッシュ型ということで、こちらのほうから御案内をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、自分のところには案内が来なかったというようなことでお問合せ等も頂いているのも事実でございます。その際には、詳細に基準等々を説明をさせていただき、御理解を頂いているところでございます。一番多いのは自分がなぜ対象にならないかというようなところで、一番多いケースといたしましては、住民税が課税されている方の扶養になられているケース、こういったところが一番の原因だというふうに理解をしておりますので、その辺のところを丁寧に説明をさせていただいて、御理解のほうは今のところいただいているというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 関連質問なんですけども、対象者は1,023件で、今のところ949件あったということなんですけども、ただ、これは住民税の非課税世帯ということになってましたよね。それで、私が思うんですが、ただし書のところへ、ただし、町税といいますか、そういう滞納がないものというふうになっていたと思うんですけど、そういうのが対象におられたのかおられなかったのか。おられた場合はどう対処するのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） すみません、滞納要件が支給基準にあったというふうに記憶はしてないんですけれども、申し訳ございません、ちょっとその当時の全協資料を今持ち合わせておりませんので、確認をさせていただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。担当がおればすぐに分かります。

○議長（安永 友行君） 確認の後、回答してもらいます。

ほかにありませんか。保健福祉課以外の質疑は引き続き受け付けます。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 21ページの農業委員会費で002の機械器具費というのがタブレット購入とあるんですけど、これは農業委員全員にタブレットを購入したのか、それとも限定でか、その辺をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

これは国の事業で購入することで、今、繰越のほうの手続きをさせていただいておりますけど、計画では最適化推進委員・農業委員さん合わせて23台のタブレットを購入予定でございますけ

ど、国のほうの交付要綱がまだ下りてきていない関係で、繰越予算の手続きもさせていただいておりますけど、計画は全員にタブレットを購入ということで、今しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。それでは、永田保健福祉課長のほうから先ほどの答弁をお願いします。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 大変失礼いたしました。先ほどの御質問の件を確認させていただきましたが、滞納等の要件が影響して給付を受けられないということはございません。で、仮に滞納のある方につきましても、その部分を、給付の部分を差押えをするというようなことも、これもできないことになっておりますので。すみません、準備が遅れまして申し訳ございませんでした。

○議長（安永 友行君） ちょっと早いですが、ここで10分間休憩します。それから、一般会計補正予算については続行します。

午前9時39分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第10号の3年度の一般会計補正予算の質疑に入っております。質疑はありますか。

10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 25ページの土木管理費の一番上の行ですが、測量委託料というのが1,300万円残高になっておりますけれども。実際、委託料、地籍調査と思うんですが、町内で地籍調査をしていただきたいというところ、たくさんあるわけですが。この1,300万円というのを残して国のほうに返還するのではなからうかと思いますが、その辺のところちょっと腑に落ちないんですが。何とか、今年はまだこれ上げとてあれかもしれませんが、こういうことをせずに、一部でも、少しでも地籍調査をするような努力、努力というか、することにはならないのかどうかお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

地籍調査事業につきましては、昨年3月議会でもこの補正予算ということで、減額補正をさせていただいたんですけども。毎年、同じ答弁で申し訳ないんですけども、地籍調査事業、非常に予算がつきづらくなっておりまして、昨年の秋に県とのヒアリングがありまして、吉賀町の予算の希望額というものを確定させて、それを予算要求していくわけなんですけども。毎年4月の内示において、予算が満額つかないということがずっとあります。

吉賀町としましては、地籍調査をどんどん進めていきたいという反面、国のほうは予算確保が難しいということで、かなり条件をつけておりました。例えば、レッドゾーンがあるとかいうような、そういう緊急的なところを優先的に予算が配分されるということで、なかなか予算確保に苦慮しておるところです。

今年度も田野原4地区で地籍調査を行っておりますけども、これにつきましても、今年計画しておいたものが結果としてできないというところで、一部を行って、次年度のまた予算要望で上げていくというような状況になっているというところで、今後とも、国、県に対しましては予算確保に向けて取り組んでいきたいとは思っておりますけども、なかなか十分な予算確保できていないというところを御理解いただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、課長の言われることもだいしょう分かるんですが。国の予算が最初からつかないというお話されましたけれども、せつかく、この1,300万円というものがついておるわけかと思いますが、それを余らすということがもったいないと私は思うんですが。

なぜ、本気でやらんけえということもないかもしれませんが、何とか残さないように事業の進捗ができないものなのかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

結果としまして、国、県の予算が4分の3を占めておまして、そうしますと残り4分の1が町の持ち出しということになるんですけども。幾ら予算上、予算があるといっても、国、県の補助なしにはなかなか事業ができないという状況でございまして、そうしたところを御理解いただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） くだいようですが、町民もこの地籍調査をものすごい要望もあるかと思いますが、期待しておりますので、ぜひとも地籍調査の工事を早急に町内の進捗状況というものを伸ばすように御努力していただいて、こういうふうな予算が残らないような努力のほうをお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 教育費の保健体育費で、六日市体育館の改修工事費が減額になっているんですが、照明等で、一度使っている人が切って再度入れるときにちょっと時間がかかったりとかいうような、不便なところもあるとかというような話も聞いたことがあるんですが。こっちの予算をこっちに使うということにはならんのでは思うんですが、LEDに替えたりとか、

そういうことにはならなかったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 今回減額させていただいた改修工事費ですが、この目的としては、高圧遮断器の更新工事ということで計画をしておりました。この更新を計画したわけなんですけど、現在コロナの状況で、それに係る製品が入ってこないということで、今回減額させていただいております。

この高圧遮断器なんですけど、大体の使用年数というのが、大体これぐらいの年数で交換したほうがいいと、そういったところがあって、必ずしもその年数でということではないんですが、もうそういう年数を迎えているので、今回そういう計画をさせていただきました。

ただ、先ほど言いましたように、コロナの影響で製品が入らないということで減額させていただいています。

この予算をほかに活用できないかということだろうと思いますが、ちょっとLED化とかその辺のところになりますと、ちょっとこの予算ではなかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 照明の料金が発生するかと思うんですが、前の方が使われて、その後また時間をおいて使われるとかというときに、どうしても一旦切ってから再度入れるときになかなかすぐつかないというような話を聞きましたんで、その辺改善できないかどうかという思いがありました。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） おっしゃるとおり、体育館がたしか昭和62年とかその頃建設された施設だろうと思います。で、照明設備が恐らく水銀灯を使用しているということで、水銀灯の性質として、使っていたものを一旦切ると温度が下がったりだとか、そういう状況がないとなかなか次がつきにくいという状況があらうかと思えます。で、そういった形で御不便は利用者の皆様にかけているというふうには思っております。

ただ、これはすぐに改善ということになりますと、かなりの経費もかかってまいりますし、今後、ちょっとその辺はまた検討させていただこうと思いますが、財政のほうとも相談しながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 農林水産費の22ページ、有機JASの認証を受けておられる方の人数が分かれば教えてほしいのと、それから、数年前、米のブランド化で東京のほうへ出されているという事業があったと思うんですが、その後、その事業はどのようなふうな経過をたどって

いるかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

有機JAS認証は、町内で5形態1法人だったと記憶しておりまして、ちょっと数字がもしかしたら間違っているかもしれませんが、そう記憶をしております。

米のブランド化につきましては、コロナの影響で今ちょっとなかなか出していない状況ですけど、単発的にこちらから東京のほうにお米を持って行って、吉賀町のPRをしているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 全体的なことになりますけど、このたび4,100万円の減額となっております。

これまでの補正予算等々、大体ほとんどが増額という計上の流れでいっていたと思うんですが、この評価の仕方として、まずマイナスじゃなしに増額になるということは、町の健全化としてこれは前向きな予算の組み方じゃないかというふうに捉えているわけですが。

一つ、繰越明許費も最近ここ数年数々あるわけですが、それは置いておいて、今回4,100万円の減額になっておりますが、町全体と考えて、何がそのマイナスの要因になっているか。いろいろマイナスの金額が立っておりますけど、説明もありまして、いろいろ個人的にもコロナの影響とかいろいろあると思いますけど。あとは公共事業の遅れとか、いろんなこともあると思いますけど。まず、このたびの減額に関して何が要因でこういうふうになったかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 個別この事業がというふうな、ちょっとお答えがすぐには出てこないのが大変申し訳ないんですけども。

例年、この3月定例会に上程いたします、おおよそこれが最終的な補正予算ということにはなるかと思いますが、ここに向けて、事業の進捗によって増えるもの、それから減らすもの、そうしたものがあろうかと思えます。

特に増えるものというところで、実際には減額というふうな要素も入ってきますけれども、今回はコロナの関連で増えるもの、減るもの、そうしたものが一つの大きい、例年にはない予算の組立ての要素になっているんだろうというふうには思っています。

今回、補正で減額をさせていただいて、その分また4年度の新年度予算で組み立て直すというような中身もここに入ってきているという要素は、例年にはない部分だろうというふうには思っ

ております。

それから、人件費の関係で期末手当を減額させていただきました。これは、昨年、条例改正をお願いし、その時点でできなかった部分を今回まとめさせていただいて、減額というようなことでさせていただいた、こういうところも今回の3月補正の特徴かなというふうには思っております。

それから、この補正予算を組むに当たりまして、一つ基準といいますか、減額する際に、一定の金額以上不用額が発生する、あるいは予算残が発生する、そうしたものについては減額をしてくださいという財政のほうから、総務課から各課のほうにお願いをしておるといこともございます。

そうしたもろもろの要素が組み合わさって、積み上げられて、今回こういう予算編成とさせていただいたというふうに考えておるところでございます。なかなか明快な回答とならなくて申し訳ないんですけども、そのような特徴を持っているというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） すいません、もう一つありまして。これは吉賀町のことなんですが、分からなければ別にいいんですけど。町外の、津和野とか、いろいろ益田とかありますけど、日本全国でもいいですけど、この補正予算に関して、こういったマイナス現象になっているか、そういうところはおつかんでおれば、お答えをお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 申し訳ございません。他の自治体について、どういう状況にあるかというようなところまでは今押さえてはおりません。

よく新聞報道でありますけれども、そうしたものを思い返してみると、減額されるところもあれば、何らかの理由で増額というふうになっている、そうした報道等を見て、一概にどうかというところも、なかなかつかみにくいのかなというふうなことは思うところがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほどもありましたが、22ページの農業関係ですが、これの項目別の質問にはないんですが、農業にしろ、商業にしろ、工業にしろ、こうやって国からの補助金とか交付金の事業が大変多く出ています。それを受けるには書類が大変煩雑になってしまっていて。なかなか受益者がその対応に——高齢化などもありまして、できているのかという、みすみすこういう補助金なり交付金なりを受け取れない現状があるのではないかと考えておりますが。

担当課として、その辺のところをどのように把握しておられるのかということと、これによっ

て結構職員が書類の申請に手助けするとか、いろいろな面で職員の負担も結構増えとるんじゃないかと思いますが、その辺のところはどのように捉えているかということをお聞きしたいと思います。

それによって、職員の方のほかの業務に対する影響が出て困りますし、ましてや受けられる資格があるのに受けられない、あるいは受けるまでにその作業までに行かないという、弱者と言ったら問題がありますが、そういう方も多々おられると思いますので、その辺のことを少し、どういうふうに感じておられるかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

書類につきましては、県の事業、国の事業を活用しながら、それに合わせて町の予算を上乗せした形で補助事業をするというのが結構ございまして、県、国の様式に合わせた書類になってるのが実情です。

こちらとしてはなるべく使ってもらいたいという思いの中で、4月の広報には補助事業の一覧表を載せてあったりとか、事業があるたびに広報あるいは告知端末の放送で周知徹底をしているところですが、問合せがあればこちらのほうでいろいろ電話での対応、あるいは窓口での対応で、なるべく申請していただけるように、伴走支援といえますか、手助けをしている状況です。

それから、それによって職員の手間も結構ありまして、最近はコロナウイルス関係の事業がかなりございましたので、手間も取られますけど、これは仕事として致し方ないということで、課員一同挙げてやっている状況です。

なるべく町といたしましては、いろんな事業を皆さんに周知をして、申請をして、できないところはこちらがいろいろ聞き取りをしながら一緒になって書類を作成したりという事例もございしますので、そういった努力はしていくつもりでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第8、議案第10号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第9号）を採決します。本案は

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9. 発委第1号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第9、発委第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。5番、河村議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） それでは、発委をいたします。

発委第1号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者は、議会運営委員会委員長河村由美子。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由は、ロシア政府が軍による攻撃を即時かつ無条件に停止し、ウクライナ全土から撤退するよう強く求めるため。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）。

ロシアは正当な理由もなく隣国ウクライナへの侵略に踏み切り、小さな子どもを含む多くの人命を奪っている。これはウクライナ国民が有する「戦争による恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」を侵害するものであり、国連憲章に基づく平和の国際秩序を根底から突き崩すものである。

たとえいかなる異論や不満があろうとも、話し合いではなく力による解決はあってはならないことであり、真の解決から遠ざかるものでしかない。

まして、プーチン大統領が「核兵器の使用も辞さない」と他国を威嚇するなど絶対にあってはならないことであり、唯一の戦争被爆国である日本国民として断じて許せない。

ロシア政府が軍による攻撃を即時かつ無条件に停止し、ウクライナ全土から撤退することを強く求めるとともに、平和の回復に向けて国際法に則った誠意ある対処を強く求める。

併せて、日本国政府には邦人の安全確保はもとより、我が国への影響対策と事態の解決に向け、積極的な対応を尽くすよう求める。

令和4年3月11日、吉賀町議会。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、提出者に対しての質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 私はこの決議案に対して賛成であります。

今も、今日現在でもロシア軍により、ウクライナの人々を殺しとる。しかも子ども。今、テレビ報道なんかでやっておりますけど、誠に悲惨。子どもは何も分からずに親と別れとる。しかもその設備、子どもたちの病院まで潰しとる。何考えとるか。ロシアは元の昔のソビエト連邦の夢をまた見とるんか分かりませんが、何にしても、理屈も何もない。大義名分があるのなら、あっても人を殺すというようなことは今の世の中許されるものではありません。

私たちがこういう残虐行為をないように強く求めて、これは全世界に求めるものであります。いずれにしても、これは大いに賛成で、即刻提出するべきものであります。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、発委第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）の提出についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第10、議案第26号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、日程第10、議案第26号令和4年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 9ページにあります貸借対照表の中で、未収金というのがあります。この未収金の2,390万円かな。その次の段にある貸倒引当金、ここにある1,831万1,156円。ちょっとこの辺の説明をお願いします。どうもこの企業会計よく分からないから聞くんですが。未収金からこの△を引いたら、ここにある1,800万円になるかということですが、ちょっとその説明をしてください。

私の質問がよく分からないのかも分かりませんが。未収金、この貸借対照表ですから、これ現

在、極端にいつて、ただいま現在の、これ予算じゃからそうじゃないんか。予算が（「2,390万」と呼ぶ者あり）2,390万円が、これ予算として未収金をもう計上しとるということですかいね。ちょっとその辺よく分らんのですが。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、9ページ、貸借対照表でございます。

これにつきましては、上段の表題の下を見ていただきますと分かるように、令和5年の3月31日、つまり（「来年度」と呼ぶ者あり）はい、来年度、最後の日。営業活動を行いまして、最後にこうした形になっておるだろうという形のものでございまして、まず、流動資産の（2）未収金、この部分に当たる部分を御質問されたんだろうと思います。未収金でございますので、収入はできなかったものです。これにつきましては主に水道料金等に当たってまいろうかと思っております。

一般会計のように調整期間、つまりは5月までのところの、出納返済期間を持っておりません。打ち切りといいましょうか、打ち止めの会計をいたしますので、3月31日で会計が終わってしまいます。そうした部分で、集金をかけて、調定をしているものについてはもう既に収入が入ってまいりますので、この部分が入ってこないこととなります。そういった部分を未収金等へ計上していくというのが大きな問題でございますけれども。

その中で、貸倒引当金等がございます。これにつきましてはいろいろあるんですけども、10年をたった、言ってみれば、古い水道料金等もこの中に入れられています。これはこれまでも何度も説明をさせていただいているように、こうしたところの貸倒引当金というところに入れて、これは焦げついているというのでは、焦げついておりますけれども、滞納処理をしないというのではなくて、そういった部分に仕分けをしていくということでございますので、そうした計算になります。そういったしますと、2,390万円から558万8,844円を引いていただきますと横の数字になってくるというもので、計算結果を載せているということでございまして。

この分につきましては、言ってみれば繰り返しになりますけれども、まだ入ってきていないものについて仕分けをしてここに入れているという、そういうふうな理解をしていただければいいんじゃないかなと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ちょっとよく理解できない。というのは、これ予算でしょ。令和5年3月31日現在でこれだけの未収金が発生するという予算ですか。予算じゃから、結果として未収金だというなら分かるんだけど、もう初めからもう未収金がこれだけあるんだという予算。これちょっとその辺がよく分らんのですが、ちょっと説明してください。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。

複式簿記と申しましょうか、公会計と申しましょうか。この会計自体が、一般会計のように出たときに、収入についてはまあいいですが、支出については支出したときに初めて帳簿に記載されるというものではなくて、調定ですね、つまりは請求をかけた時点でお金がこれだけ入ってきますよということで、お金をもう計上してしまいます。これが企業会計の仕組みです。

ですから、ないお金といたしましょうか、動いた、活動した瞬間にお金を計上いたしますので、実はお金が伴っていないということになります。そうしたものを表しているんだらうと思いたしますが。

実際に、例えば車を100万円買ったとしまして、実際にはその場で100万円のお金を払います。が、減価償却のようにお金をずっと割り算しながら払っていきますから、支払ったお金は100万円払っているんですけど、支払いについては、5年でありまして20万円ずつしか払ったことになっておりません。というふうに、動いたところでのお金、起こったところでのお金の動きを表していますから、そこに現金が伴っていない場合が大体見受けられます。

そういったものを逆に分かりやすくするのは、キャッシュフローという表がございます。これ見ていただきますと、3ページがございます。

これは、キャッシュフロー計算書というふうに書いてございますけれども、令和4年4月1日から、期首から期末までの5年の3月31日までのお金の動きを示したものです。1、2、3と項目ございます。

1につきましては、業務活動によるキャッシュフロー、つまりは水道の水をきれいにして売った、その分の営業をしましたというところでのどのぐらいのお金が動きますかというお話。

それから、2番につきましては、投資活動。これは固定資産等の取扱いであったり、それから県の補助金の収入であったりそういったもの。

それから3番目が財務活動によるキャッシュフロー。お金を返していったり頂いたりするような、そのポケットといたしましょうか、そういったもの。

そういったものが、今のように、一般会計のように瞬間できちんきちんといきませんから、それをきちっと分かるようにお金の動きを示したものです。

で、これは現金の動きですから、実際のお金の動きです。ですから、最終的に見ていただきますと、一番下のほうにありますけれども、期首と期末という書き方で2億5,811万4,518円と2億7,710万2,131円、このお金が下の段で2行で計上してありますけれども、期首でここまで、それから期末でこのお金が残っているというふうになります。

つまりは、ちょっと貸借対照表の説明とは違いますけれども、瞬間瞬間でお金が分かりませんか

ら、フロー、流れのところでは現金が今どのぐらい動いていて、実際にお金は今どれだけあるのかというところを示すのがこの表でございます。

簡単に言いますと、上のほうは3条の予算になってきますし、そういったものを営業の中でこれだけの動きがありますよ、ですから例えばお金が赤字になっているじゃないかといってもこれで見ますとお金が残っていて黒字になっている場合もございます。非常に有機的に結びついておりますので、ここを見ていただければこれ、ここ見ていただければこれ、今のような話で、今のお金がどうなっているんだというのなかなか説明がしにくいんですけども、そういった部分でお金の動き的にはこの表で分かります。

で、今、質問にありました9ページですけども、これ貸借対照表です。貸借対照表は財務状況を示した、そういった資料ですので、資産があり、負債があり、それから資本がございます。そういったものの全体の財産の動きというふうに理解いただきたいと思います。

実際の営業的なものでどうなったのかということになりますと、今度は損益計算書というのがございますので、損益計算書を見ていただきますと、これも損益計算書いろいろございますけども、8ページ、資料の8ページですね。これは期首から期末の範囲で営業成績を示したものでいうことで、下のほうを見ていただきますと、段を落とした行がございますけれども、その中で、4段ある中の1番上の行、当年度純利益164万6,987円でございますね。これが令和4年で営業活動を行った結果、残るであろう、利益が出るであろうお金を示しております。

その下の部分でありますと400万何がしか書いてございますけど、これは令和3年度、今年度分でございます。今年度分にこのぐらいのお金があったはずである、まだ確定していませんから、予定ですけども。そういったように見ていただければいいんじゃないかと思えます。

という具合に、この企業会計というのは、いろんな分野から、3次元的に見るといったらいいんでしょうかね。ただお金が出た入ったというのではなくて、資産がどのぐらいあります。営業によってこのぐらいの利益がでます。よって結果的にはこれだけの財産がありますというのを表した資料なので、なかなか私の説明では難しいかとは思いますが、そういったふうに理解をいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと正確でない部分もあるんですけども、3月分の水道使用量を想定していただけたらいいと思うんですけど、3月分の水道使用量、企業でいえば売上げになりますけども、それは今年の3月でしたら令和3年度の売上げの中に入ります。

でも、実際に払っていただくのは4月とか5月になります。納期がその後になりますので、だから決算上は令和3年度の決算に入りますけども、それを支払っていただくのは4月とか5月に支払っていただくだけですから、言うならば全町民の方が未収金になる、そういう仕組みになり

ます。

だから、ここに上がっている金額は、その下、月のずれがありますよね。ですので、その3月分の使用料がもう全て未収金になるわけですから、それでこの1,800万円、そういう大きな数字が上がると。

その中でも、長期にわたるとる分は貸倒引当金として減額してやっているということですので、そういうふうに見ていただくと、使った月と払っていただく月と、その差があるということですので、本当この未収金の中、全ての方が未収金に入ります。私のところも含めて入ります。

そういうふうに使った月と実際に払う月とその間の差が出てくる。たまたま3月というところで区切るから、それが一般会計みたいに5月まで出納閉鎖期間があったらそういうことは起こらないんですけど、企業会計の場合はもう3月でぴしゃっと切りますので、そういう事情が発生するというところで見ていただいたらいいんじゃないかと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 70%ぐらいはちょっと理解できたかも分かん。

私はこの企業会計と言われたから、もちろんこれには予定貸借と、予定だから、予定でもこれだけ予定ということは、もう二千万何がしがずっと年中あるということになるんですよ。

それで、この滞納について、これも滞納かどうか分かん、一種の滞納。何年も滞納したのがありますよね。これはもうここにあるか分かんけど、例えば3年、先ほどあったようにコロナの影響によるいろいろな助成があったんですが、そのときに申請したら、これ町税等の支払いが滞納があるからだめだという件があった。ほかにもあるんですよ。それで、そのときに3年前の水道料、ほかの県では10年前ぐらいの水道料が滞納だからだめだと。これ先ほど言われたけど、滞納を請求しておられるという、それ請求しておられるんじゃないかと思うんよね。初めて分かるわけ。その申請したらあんたは10年前になんぼありましたよという、それがおかしい。毎月というのは無理にしてもね、年に一遍ぐらいはあなた何年度の滞納がまだありますよというのをやらにゃあおかしい。それやっていないでしょう。それがおかしい。今後もそういうふうによられますか。滞納処理、黙っとりやええというもんじゃない。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

今の滞納処理の話で、ちょっと回答させていただきたいと思います。

昔のが出てきた。それは調べて分かった。それについて建設水道課として何もしていないんじゃないかという意見。

水道料金と言われますのは、システムによって管理をされておりますから、全てのものがどういふ支払いになって、どれだけのものがあるか、どれだけの滞納がありますかということは、全

て記録されております。

ですから、それです金額が間違ふということはございませんが、じゃあ例えば私という人間が滞納があるかないかというのを調べなさいと言われてればこれは調べられます。それはずっと沈んで、深く深く下がっていけば分かります。

つまりはどういう意味かと申しますと、全体額も分かりますし期別も分かりますが、しかしながら全員の状態を瞬時に全てを把握しているということではないということをお理解いただきたいと思っています。

つまりは、その都度発生して、例えばこの人を調べてほしいという今のような補助金の支払い等があった場合に、その方についてお調べはさせていただきますが、そのときにやはり始めて分かるというふうにお理解をいただきたいと思っております。

ですから、Aという人はこれだけあって、Bという人はこれだけあってということは分かっておりますけれども、しかし、それを例えば全体に深く、全部が分かっているかというとは分かっていません。

ですからどうするかと言いますと、例えば3年までのところで滞納がある人、2年までのところで滞納がある人をまず決めよう。それから、少額であるけれどもある人を今度は抽出していきう、つまりそういうふうにお抽出していく人々をどんどん決めていってやっていきます。

つまりは滞納の処理の仕方についてもいろいろあるけど、今はどうしているかと言いますと、大体高額の人、それから少ない人というよりも少額でもずっとある人ということをおどんどん深く深く調べていくということになっておりますので、もしそれが、今、平成7年ぐらいのところが一番底になっております。

つまりは滞納がある方では、一応7年ぐらいのところは、一番古い滞納になります。そういった部分を今度は一つずつ掘り出していって、まず督促、催告をかせさせていただきます、それでその人との関係を築いて、それから請求をかせっていきます。

もっと言いますと、いらっしゃらない方もおられますので、そうした部分につきましては、今度はいるかいないかというのを調べます。住所がない方もいらっしゃいます。そういった部分で、まず本人の確認をさせていただきますながら、総合データのあるその料金等を調べていきますから、例えば分かるはずだというふうにお考えられますけれども、分かってはおりますけれども、それが個々個別具体的には分かっていない。そのためにそういうふうにお調べていかないといけないということになります。

ですから、今、議員が言われましたとおりに、滞納があったということで、10年前のが出てきたとかいうふうにお言われますけれども、それはこの人をずっと調べた場合に分かるという問題であって、それが常にいつも我々が把握しているかという数字ではないということをお理解いた

だきたいと思っています。

滞納処理についてはいろいろなやり方がありますから、その都度、今、言いましたように金額であつたり機関であつたり、それから年であつたり、そういったものをそれぞれ、何て言うんでしようかね、こちらとして作戦を決めて、それに対して取り組みをしているという状況でありますので、そういった部分も議員が御指摘の部分も出てくるかと思えますけれども、御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 14ページの節で手数料というのが2か所出てきます。それと、15ページでもこの節の20で、これ腸内細菌検査の手数料が出てきますが、この15ページの腸内細菌検査の手数料は別として、この14ページの2つの手数料、まず金額が違いますが、この違いは貯水池と末端の検査だと思えますが、まずその金額の違いがサンプルの数の違いなのか、または目の1と2では、検査する検体の項目の数が違うのかということをお聞きしておきたいと思えます。

それと、この中に農薬の検査が含まれているのかということもお聞きしておきたいと思えます。今、一番地下水の汚染で、健康に被害をもたらすであろう農薬の検出が大変多く出ていますので、そこをお聞きしておきたいと思えます。

また、もしこの農薬の項目が検査としてないのなら、町としてその検査を依頼すればできるものなのかどうかということも、併せてお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、14ページの手数料についてお答えをさせていただきます。

まず、目の1にございます原水及び浄水費にあります節の20の手数料664万6,000円、この部分についての説明でございますが、水質検査手数料といたしまして、643万5,000円。それから、これも余りあつてはいけないんですけども、再検査用に21万1,000円、この2つ合わせまして664万6,000円の計上をさせていただいておるところでございます。

内容でございますけれども、これにつきましては、毎月検査を行いますその検査の費用。51項目ございますけれども、その検査の費用部分を計上しているものでございます。

それから、その下でございますけれども、目の2配水及び給水費でございます。これにつきまして、手数料101万円、これにつきましては、施設が各それぞれございますが、その施設施設の管末に当たるお宅をお願いをして、毎日水道の塩素、色とか臭いとかもありますけど、そういったものを検査をしてもらいたいまいしょうか調査をしてもらっています。それが17件ございます。17人というふうに言ったほうがいいかもしれません。その方にお支払いをする手数料で

す。これが1回につき150円で、30日を12回して消費税を掛けたものがこの101万円という金額になるものでございます。

それから、上の段の基準検査といいたまいますか、その部分にかかります質問の回答でございますけれども、農薬等を調べているかということでございまして、ちょっとこれは調べてみないと分かりませんが、明確な回答ではございませんが、農薬に関してはなかったように思います。

じゃあ、農薬は調べられるのかということになりますけれども、調べられないことはないと思いますが、何の農薬なのかということになりますと、またこれが多分、試薬等の関係があるので、全てこれはこの農薬でございましてというのを調べるのはなかなか難しいかな。例えばこの農薬が検出できないかというふうなそういう言い方をしますと、できるのかなという気がしております、これもちょっと問い合わせをしてみないと分かりません。明確な回答ではございませんので、後日確認したものをお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、恐らくそういった個別に依頼をすればできるのではないかというふうに思います。ちょっと調べさせていただいて、後日回答させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第11、議案第26号令和4年度吉賀町水道事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時53分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

#### 日程第11、議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第27号令和4年度吉賀町下水道事業会計予算を議題とします。

本案についての質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。ないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第11、議案第27号令和4年度吉賀町下水道事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

.....

### 日程第12. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第28号令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第12、議案第28号令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第13. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第29号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 6ページの歳入のほうで、一番上に手数料で督促手数料と上がっております。本日提出していただいた国民健康保険料の滞納状況及びコロナ特例減免の状況についてという資料は1ページになるんですけどもありますが、それを見ますと保険料の滞納世帯75件上がっております。吉賀町の国民健康保険一部負担金減免等の取扱要綱の4条に基準生活費ということで上げられておりますが、この75件の方というのは、基準生活費を基準にして上のランクにあるのか下のランクにあるのかということについては分かりますか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

75件の滞納世帯のいわゆる生活保護基準額、そちらのほうを上回っているかどうかという部分については、個々に調査したものを持ち合わせてございませんので、今のところではお答えをしかねるというところが実情でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それで、今の件なんですけども、この基準生活費よりも収入がある人でも、支出の部分で、例えば医療費であったりとかそういうものも多額になっている等々の理由で、生活困窮を訴えられる方もあるんですけども、そういう方々に対しての減免の仕組みを、今、町が持っている基準なり要綱なりの決められている部分を拡大をしてでも、こういう滞納世帯を減らすという方向での検討が、今後滞納世帯を減らすということにつながる方向はあるのか聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 生活困窮世帯等々への対応といたしましては、先般のところでは新型コロナの関係等々によりまして収入等々が激減した世帯、こういった方への減免制度などを実施しておるところでございます。

当面、そのような部分を中心にした対応を考えておるところでございますが、今後その部分の方向を拡大していく考えがあるかということでございますけれども、実際75世帯の滞納者の方々の状況等々をつぶさに調査を行っているわけではございませんので、今のところお答えはできない部分がございますけれども、実際、保険者といたしましても、こういった部分の対応につきましては取り組みをしていかなければならないというふうに思っておりますので、この部分につきましては、担当課のほうで調査をさせていただきまして、またしかるべき国保運営協議会、町の運営協議会等々の中で協議をしていく中で、方向性のほうを出してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 8ページの退職者保険金で滞納金というのがあるんですけど、退職者保険というのはもう3年ぐらい、ちょっと忘れたんですが廃止になったと思うんですけど、その延滞金が1,000円ずつ残っている。これ何でなのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

退職者医療につきましては、既に制度のほうは廃止をしております、新たな被保険者等々が出ることはございません。そういった方々の中には、いわゆる滞納部分がございますので、その部分を歳入の保険税のところでは予算化をさせていただいております。

御指摘のところの8ページのいわゆる延滞金加算金、過料ということで1,000円ほどの予算が計上されているという御質問でございますけれども、この部分について具体的にありというわけではなく、仮に出た場合にこちらのほうで受けさせていただくのに必要な科目を設定させていただき関係上、最低限の1,000円という金額をこちらのほうに入れて、科目のほうを設定させていただいているという、そういった理由でこちらのほうに載せさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 資料請求でいただいた1ページの話なんですけども、町村ごとのというのが前回ありましたよね。それで、吉賀町は被保険者数は1,290、加入世帯とか書いてありまして、滞納世帯が75の滞納割合というのが8.6%、それで短期の保険証を出すのが32件とあるんですが、隣の町と比べていかなもんかとは思いますが、津和野町と比べたら

全体でも総数でも850名くらいしか変わらない、まあ高齢者ですが、この国保の数値は。だけど、滞納者とか割合とかは低いんですね。ということは社会現象といいますか、吉賀町と近隣町村を比較したときにどういった社会現象があるんでしょうか。どういうふうに感じておられますか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） すみません。どのような社会現象というか、状況があるかということだというふうに思っており、そうですね……。人口規模的にはほぼほぼ近いところがございますけれども、そうですね、被保険者数につきましてはやはり津和野町のほうが多いというような状況でございます。世帯数についても多いというようなところでございます。

いわゆる観光業等々が中心の町でございますので、そういったところでの国保管理の方々が多いのかなというようなところは、うちよりも多い部分があるかというふうに思っておるところでございます。それ以外のところについては、特にこれというようなところが、こちらのほうで把握しているわけではございません。

問題となりますのは、いわゆる滞納世帯の数の差だというふうに思っております。実際、滞納世帯については津和野町さんのほうが少ないというところについては、率直にここに近づけていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

そういった中で、これまで国保について1名体制というようなところでやっておりましたけれども、なかなかそういったところに対応できない部分、令和3年度から徴収対策の専門員のほうも確保させていただきまして、この部分の費用部分についても2分の1は国保、いわゆるこれは県からの交付金がございますけれども、そちらのほうを活用させていただく形で徴収体制のほうを充実してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そういったところと、いわゆる配置は税務住民課のほうですけれども、保健福祉課の担当職員も同行する形でこういった滞納世帯を減らしていくように、対応のほうをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今の答弁は納得しかねます。

税の滞納と料の滞納では性格が違うわけですね。この命にかかわる料を滞納するということは、相当な生活の困窮とかいろんな条件があるわけですので、そこを解決しないでやみくもに滞納者を減らすという考えは、町民の命をあずかる者としていかなるもんかと私は考えるわけです。

もうちょっと、なぜこうやって滞納せざるを得ない状況になっているのかということを根本的に考えるべきだと思いますけどいかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 数字を今日お示ししましたが、原課のほうでも分析をしていないと思い

ますので、分析に努めたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 13ページの高額療養費のこれはこの一、二年かなり増えて、今、一般保険者の保険給付の医療費が増えているわけですが、これが1,000万円ざっと前年度より増えているわけですが、ちょっとこれは確認のために聞きますが、高度医療のために高額になるのを見越しての増額ということで理解していいのか、ちょっとその辺、詳細を改めて聞きます。

それと、次、保険給付の出産育児一時金4件分と書いてありますが、国保の対応をする出産でするので、町全体では令和4年度におおよその出産人数を把握されているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

まず、高額療養費の増額の要因というようなところで、いわゆるがん等の対応する高度医療、そういった部分を想定しているかというところでございますけれども、具体的に想定はしてはございません。

あくまでも給付費のところ、今年度保健医療給付費のほうについては増額をするというような見込みを立てておりますので、それに伴いましてそれぞれの負担区分ごとの医療の限度額、これを超えられる方は多いのであろうというようなところから、こちらの金額のほうを見込ませていただいております。

それから、出産育児一時金、こちらにつきましては令和4年度の出産の見込みはどうかということでございますけれども、まだ全ての妊娠届等々が出ておるわけではございませんので、こちらのほうについても、数字のほうの把握はまだできていないというようなところが現状でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第13、議案第29号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑は保留をして、次にいきます。

---

#### 日程第14、議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第30号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第14、議案第30号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

---

**日程第15、議案第31号**

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第31号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第15、議案第31号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留をして、次にいきます。

---

**日程第16、議案第32号**

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第32号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、先般の質疑において、6番、松蔭議員の質疑で、電力の契約期間についての答弁残りがあります。それを行います。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 失礼いたします。

小水力発電事業の売電契約について、お答えをさせていただきたいと思います。

先日の回答では、売電の契約先のほうを吉賀電力というふうにお答えさせていただきましたが、こちらは最終の送電先でございまして、売電契約の契約先といたしましては中国電力益田営業所と電力需給契約書のほうを締結しておりまして、訂正させていただきたいと思います。すみませんでした。

契約期間についてでございます。

平成27年5月25日から開始をしております、2035年、令和17年の6月検針日の前日までというところで契約のほうをいたしております。検針日といたしましては、1日が基準になっておりますので、2035年6月1日が検針日になりまして、その前日ということでございますので、5月31日までという形になっております。20年間の契約ということでございます。

また、令和3年1月でございますが、中国電力が分社化されたことを受けまして、電力需給契約の締結先のほうを中国電力ネットワークのほうへ変更をしております。

それから売電単価についてでございます。

先日の回答で34円というふうにお伝えをしたと思いますが、これについては消費税抜きの単価、税抜き単価でございますので、申し添えておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑が保留してありますので、これをゆるします。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第16、議案第32号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

以上で、本日の日程は全部終了したところですが、ちょっとおつなぎをしておきます。

発委1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議については、全員賛成で可決をしたわけですが、提出先を報告しておきます。

県の議長会等の示唆をいただいておりますので、衆参議長並びに内閣総理大臣と関係大臣、それと県選出の国会議員宛、また先方といいますか、ロシアとウクライナの在日大使宛にも送付することを報告しておきます。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会をします。御苦勞でございました。

午前11時37分散会

---